特集 神奈川 335号

正倉院展を堪能

㈳神奈川県計量協会会長　加島淳一郎

皆様、新年明けましておめでとう御座います。昨年10月には関東甲信越地区計量協会・計量士会連絡協議会では、「計量の社会的使命」をメインテーマとし、五つの分科会で討論したことの発表など、実行委員の皆様、又参加された皆様、お手伝いいただいた皆様のお陰で成功裏に幕を閉じることができました。心から御礼申し上げます。

さて、昨年の正倉院展は光明皇后が聖武天皇御遺愛の品々を東大寺大仏に献納してから1250年目に当たる記念の年であり、又、現在中国計量史の第一人者丘光明さんの「中国古代度量衡」を翻訳した時に書かれていた、唐代の紅牙撥鏤尺（こうげばちるのしゃく）が展示されるとのことで、㈳日本計量振興協会の理事会が大阪で開催されたのを利用して翌日奈良に行ってきました。

近鉄奈良駅から興福寺境内を抜けて、奈良国立博物館に着いたのは開館20分前でしたが平日にも係わらず早くも100名近い行列。然し、係りの人が気を利かしてくれたのか、10分前から入場させてくれました。2階に上がってすぐのところにありました、ありました。一般の人はあまり興味がないのか、ちらっと見て通過するだけ、お蔭で隣に展示されていた白牙尺（びゃくげのしゃく）共々じっくり見ることが出来ました。丘光明さんの著作によれば、唐徳宗が貞元5年（789年）に2月1日を中和節と定め、毎年2月2日に鏤牙尺を大臣に下賜し、白楽天も紅牙尺を賜って、〈中和節に尺状を賜るを謝す〉の文をものにしているとあります。又、尺の正面、背面両面に2本の線で10個の寸格に等分され、寸格の中には非常に薄い浮き彫りで花弁、鳥獣、建物、飛天の人物等の紋飾が彫られている。実用品ではなく、儀礼用の尺であろうと紹介された上で、上海博物館にも有るが、日本の正倉院には10本もあると書かれておられます。

計量に関するものはこの2点だけでしたが、献納品の目録である「国家珍宝帳」、聖武天皇が使用された錦貼りの肘掛、現存する最古の戸籍など、68点の宝物を堪能してきました。

私が博物館を出た時には長蛇の列で入館まで1時間待ちとのこと。早く行って正解でした。

一昨年は中国江南の旅で、大禹を偲びましたが、今年も中国で計量の遺跡を訪れたいと計画しております。

URL:http://www11.ocn.ne.jp/~keiryo-k/

計量の重要性を広くアピール

㈳神奈川県計量協会副会長　横須賀健治

あけましておめでとうございます。穏やかな年明けでございました。亥の年は力強く前進する年と言われております。大きな歯車が動き出すときはゆっくりした動きをします。今年は大きな動き、変化がある年になるのではないでしょうか。その中でしっかり存在感を示すことの出来る計量協会でありたいと思います。

この正月に本を読みました。日頃読めない本ということで、500頁ほどのものです。生きるということを考えることが出来ました。生きるということは感謝できること、人と人との関係において刺激しあえること。生まれたのはこの日本、先祖代々の無量の因縁の重なり合った結果として、存在することを意識することだと、あらためて認識させていただきました。今年は書初もいたしました。硯や墨を探し出し、筆を買いに走りました。筆の上の方を持って書いたものですが、気持ちのよいものでした。戸惑いのなかにも、今年は挑戦したい気持ちが湧いてきました。

冬麗や筆の運びを問い掛ける
天の文字ゆるりゆっくり書きはじむ

書初や紙の宇宙に点をうつ（健治）

計量界は今しばらく忙しいことが続くと思われます。生産における計量の仕方やその評価の仕方について、時代の要請に応えるものでなくてはなりません。聞き及ぶところによると、計量法の改正は少し先になるようですが、官から民への流れの中で、何が大事なのかをもう一度考えてみる年でもあると感じられます。

量目規制について考えてみても、規制があるから行うのではなく、量目の安定供給は、無駄をなくすことになりますし、次工程での管理を楽にすることに繋がります。規制は厳しくするのではなく、必要な規制が求められます。製造即計量という時代要請の中で、動的に近い状態での静止計量の安全確保は技術の革新も求められてきております。生産工程にあわせた計量器の設置は、全くの新設プラントならまだしも、今のライン上での計量の提案は、困難なことばかりです。しかし出来上がってユーザーの安堵の姿を見るたび、くじけそうだったが、やって良かったという思いを抱く。そしてなにかあったら、またお願いしますと声を発するのです。

平成19年は計量の重要性を計量界に止まるのでなく、広く社会に事業を通してアピールしていくことになるのではないでしょうか。計量のプロの私達が、長い歴史の中で地道に築いてきた計量の安全に対して自信をもっていきたいものです。良い所は残し、改善すべきは大胆に行っていきたいものです。

皆様にとりまして、健康で充実したよりよい平成19年であることを祈念しております。力をあわせてまいりましょう。

諸事業などのお知らせは、ウェブサイトからもご覧になれます。
URL:http://www11.ocn.ne.jp/~keiryo-k/

貴会と連携を強め、計量思想の普及を

神奈川県商工労働部計量検定担当課長　松田正吾

新年あけましておめでとうございます。

平成19年の年頭に当たり、社団法人神奈川県計量協会の皆様のご健勝、ご発展を心からお祈り申し上げます。

◇

昨年は、世界規模の大災害もなく、景気の回復も順調で比較的安定した年でしたが、貴会にとっては、10年に一度の大イベントであります関東甲信越地区計量協会・計量士会連絡協議会が開催され、皆様の努力により、神奈川県の特色を十分に発揮した会議となり、大好評のうちに終わったことは、日頃の会員各位の連携の強さ、レベルの高さを内外に示す良い機会となったように思います。

一方、今年で貴会を指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関として指定して2年目となり3月で対象地域を一巡するわけですが、事業全般について適正且つ順調に運営していただき改めて御礼申し上げます。また、19年度から指定定期検査機関を拡大し特定市に対する指定申請を計画すべく取り組みがなされておられますが、これが成就することは、県民の安全・安心の向上につながるとともに、貴会の更なる発展・飛躍に結びつくものと期待しており、県としても支援を惜しまないものであります。

さて、現在、計量制度の見直しが行われていますが、計量行政審議会の小委員会報告案以降、あまり大きな動きが見られない状況にあります。この報告案の中では、国民に対する啓発・普及の重要性が上げられています。本県では、この関連事業として昨年実施された「何でもはかってみようコンテスト」について積極的に周知活動を行ったところ、計量記念日全国大会において、最優秀賞をはじめ各賞で合計26名の県内小学生が受賞することとなりました。

今後も計量思想の普及につきましては、県としての施策の一環として捉え、貴会と連携をさらに強化し実施していきたいと考えておりますので、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

◇

最後になりましたが、この場をお借りして貴会はもとより、国をはじめ計量関係団体等の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

計量の明日を拓く
SANKO
㈱三光精衡所
〒125-0042 東京都葛飾区金町2-1-1
TEL.03-3607-2338　FAX.03-3607-2348

JIA 認証
ISO9001認証取得
Measure&Communication
適正計量のことはお任せ下さい。
どんな計量相談にも対応します。
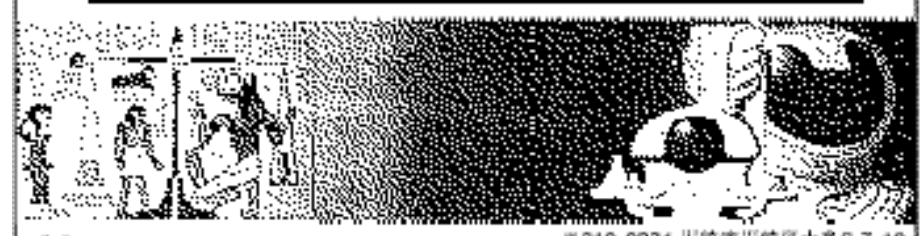
㈱メジャーテックツルミ
〒210-0834 川崎市川崎区大島2-7-10
TEL.044(244)1379 FAX.044(244)1497
代表取締役　横須賀健治（計量士）

適正計量の推進に向けて

横浜市経済観光局消費経済課計量検査所長
阿部信介

明けましておめでとうございます。本年も健やかで幸せな年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

社会は今、社会経済のグローバル化が進行し、少子高齢化や人口減少化が続くなど、その姿を大きく変えようとしております。また、地方分権改革の中で、国と地方の関係や役割分担も大きく見直されようとしております。

このような中にあって、国をはじめとして各関係機関において「新しい計量行政の方向」について検討が重ねられており、地方公共団体においては、事後規制の充実や量目立入検査の強化、検査機関等に対する指導・監督の充実や適正計量に関する啓発の実施などが求められております。

横浜市は、昨年夏、「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を目標とした「横浜市基本構想」を、次いで年末にはこの基本構想を実現するために、平成18年度から平成22年度までの「中期計画」を策定しました。計量検査所としましても、計量制度見直しの動向を踏まえつつ、適正計量の推進に向けて効果的・効率的な執行体制・方法等の検討を行ってまいります。

計量制度は、産業活動から市民生活にいたるまで、経済社会の基盤としてきわめて重要な役割を果たしております。横浜市計量検査所におきましては、指定定期検査機関を指定して巡回検査により定期検査を実施、また、市民生活と密接にかかわりのある商品量目検査を中心に、灯油・LPGガスメーターなど各種メーターの使用事業所に対する立入検査を実施するとともに、「正しい計量」に関する普及啓発も推進してまいりました。

これからも、市民生活の安全・安心の確保のために、市民の視点、事業者の視点に立って、適正計量の推進に努めてまいりたいと考えております。

本年も、ご指導、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

計量法の改正と計量士の活用促進について

横須賀市消費生活センター所長
桑名秀美

皆様、新年明けましておめでとうございます。

清々しい新年を迎えられたこととお慶びを申し上げます。

◇

日頃、神奈川県及び県計量協会の皆様におかれましては、本市計量行政に対しましてご指導・ご助言をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

特に、貴計量協会の皆様には、常日頃、計量法第1条の「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」という法の目的達成のため、計量体制の確立、計量関係法令の研究、検査事務の実施などを実践してこられ、計量思想の普及発展に努力されてきたことに心より敬意を表します。

21世紀に入り社会・経済構造が大きく変革の時代を迎え、官から民へ、中央から地方への権限委譲や規制緩和が進んでおります。

これからの行政経営は、「官民共同」を推進し、いかに効率的な行政サービスを提供できるかを考えることが、行政側に課せられた大きな課題であろうかと存じます。

私は、計量行政においても、計量秩序の構築、維持、管理には官民の一致協力体制が不可欠であると考えております。

社会生活において欠かすことのできない計量制度は、産業界や住民にとっても重要な役目を果しておりますが、多様化する住民の意見や要望などは、計量に対しても今後益々増してくるものと思われます。

平成19年度に計量法の改正が予定されている中、地方公共団体においては、行財政改革や団塊世代の大量退職などで適正計量を維持する上での人材難が予想され、自治体が計量士を雇って立入検査を行うことなども検討課題として提起されております。

計量法の改正により、行政の関与は、必要最小限として事業者の自己確認・自主保安を基本とする流れが加速するものと思われます。

地方公共団体においては、計量行政の自治事務化の流れの中で指定定期検査機関などへの定期検査業務の委託なども検討していく必要があるものと考えられます。

計量制度の見直しが進められている今日、自主的な管理の推進役である計量士の活用促進についての調査分析をし、官民が協力をして適正管理事業所制度の見直しや行政にだけ認められている立入検査での計量士の活用などを検討していくことも必要かと存じます。

本市においても、県内特定市とともに特定計量器の定期検査業務について、指定定期検査機関制度の導入の検討を進めているところです。

計量法改正による計量制度の円滑な導入は、社会ニーズが変化する中、早急に求められるものではありますが、指定定期検査機関制度を導入することにより、計量士の職域が奪われることがあってはならないと考えます。

本市においては、定期検査の円滑な実施や適正計量の推進と計量思想の普及啓発などに努めて参る所存ですので、今後とも、ご指導ご鞭撻を宜しくお願い致します。

◇

最後になりましたが、この一年が皆様にとってよい年となりますようご祈念申し上げあいさつと致します。

より充実した計量管理の推進

大和市市民経済部産業振興課長
神山俊晴

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、神奈川県計量検定センターをはじめ、㈳神奈川県計量協会、特定市、計量関係者の皆様方のご支援、ご協力をいただき大和市の計量行政が円滑に遂行できましたことを厚く御礼申し上げます。また、㈱産業技術総合研究所計量研修センターで行われました短期計量研修では、一ヶ月にわたり当市職員がお世話になり、併せて御礼申し上げます。

大和市が平成12年11月に特定市へ移行してから早いもので、丸6年が経ちました。今年も当市におきましては、商品量目の立入検査を中心に燃料油メーター、家庭用石油ガスメーターなど各種メーターの検査、また試買検査や適正計量管理事業所への実態調査、計量思想の啓発等に努めていきたいと思っております。

また今年は、市内はかりの定期検査を㈳神奈川県計量協会による代検査制度から指定定期検査機関制度へ移行するにあたり、神奈川県計量検定センターのご指導を受けながら指定に伴う諸作業に取り組んでいるところでございます。そして4月から、当市の定期検査業務を指定定期検査機関として㈳神奈川県計量協会に指定し、ご協力をいただく所存でございます。

これにより、はかりの不合格処理や使用者への指導など、より充実した計量管理の推進が見込まれます。

計量制度は、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してまいりました。近年、国際化や情報化が加速し、計量器の技術進歩、安全・安心に対する国民の関心の高まり、行政改革、規制緩和など計量を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。このようななか、平成17年以来、計量法の見直しについて国の審議会等で議論され、答申に向け順調に作業が進んでいるところと思われます。そうした計量法改正の動向を見守りながらも、我々行政機関は、計量行政の適正な運営のために、なすべき模範を示していくことこそ、適正計量が推進され、消費者が安全に安心して暮らせる社会の基礎となるものと考えております。

最後に適正計量の推進を引き続き努めていくにあたり、神奈川県計量検定センターをはじめとした㈳神奈川県計量協会、県内各特定市、関係各位の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

市民の消費生活を守る適正計量

相模原市市民部消費生活課長　小林良司

新年明けましておめでとうございます。

日頃から、本市の計量行政に対しまして、神奈川県計量検定センターをはじめ、㈳神奈川県計量協会、各特定市、関係者の皆様方には御指導、御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本市が、平成15年4月に中核市に移行したことにともない、計量法による特定市の指定を受けてから、まもなく4年が経過しようとしております。この間、本市といたしまして、㈳神奈川県計量協会及び所属計量士の皆様の御協力をいただきながら実施した、はかりの定期検査が2順目に入り、ようやく軌道に乗ってまいりました。そのほか商品量目検査や各種メーターの立入検査、商品試買検査また適正計量管理事業所の新規指定検査や実態調査の実施、計量思想の普及啓発活動など、市民が安心して安全に暮らせるよう計量行政の推進に努めてまいりました。

計量行政に携わる者として、計量制度が社会や市民生活を土台で支えていることを実感し、その重要性と責任を再認識しております。

今年は、本市におきましては、3月に城山町、藤野町との合併が予定されており、津久井4町との合併が完結します。それにより、計量行政の対象地区が拡大し、対象計量器も増加することになり、それへの対応が必要になってまいります。また、懸案でありました指定定期検査機関の立上げが決まり、新たな検査体制のもとでのはかりの定期検査の円滑な実施に取り組んでまいります。また、今後は計量法の改正とそれにともなう計量制度の見直しが、特定市の

（次ページへつづく）

お知らせ

この特集は神奈川県計量協会の会報に代わるものとして、日本計量新報社のご協力を得て隔月発行し、全会員に配布しています。

㈳神奈川県計量協会
☎045―401―四四二〇

信頼性確保の縦軸と横軸

―計量と試験所認定―

(独)製品評価技術基盤機構
（NITE）認定センター所長　瀬田　勝男

昨年、我々試験所認定機関と計量の世界との間での最大の出来事は、ILAC（国際試験所認定協力機構）とOIML（国際法定計量機関）との間で相互協力を進めるための覚え書き（MoU）が調印されたことだろう。相互に法定計量と試験所認定を社会的に必要な基盤として認め合うとともに、協力すべき具体的な項目を指定している。その内容は、特に計量関係の試験所認定を行っているILACメンバー（IAJapanもこれに該当）と、OIML－MAA（相互受入協定）に参加しようとするOIMLメンバー（産総研NMIJもこれに該当）双方の活動に影響を与えるものとなっている。このMoUは今後のIAJapanとしての計量分野との関わりを示唆している面があり、以下にその内容をざっと述べてみたい。

最初に挙げられているのは、ISO／IEC17025規格と関連技術基準の解釈と実行を共通のものにする、同時に、これらの基準に基づく審査手順を相互に整合させる、という項目である。既にILACメンバーに対してOIMLの17025指針文書についてのコメントが求められており、この作業が開始されている。よく知られているように、現在、試験所・校正機関の一般的な運営のための要求事項としてはISO／IEC17025規格が広く使われており、我々IAJapanも含めて、大半の試験所認定機関の認定基準も17025を基本としている。従って、OIMLも形式承認試験のMAAを結ぶために、国際的に承認しあえる試験所の一般要求事項として17025を基本として指針を作成した経緯がある。同時に、17025規格は型式承認試験に限られたものでは無く、法定計量における各種の「試験・校正」と見なせる行為、検定や基準器検査についても、これを実施する機関の能力維持・向上に利用できる。さらにこのMoUが審査手順にまで言及していることから、その機関内部でなく、第三者の評価によりその機関の能力を示すことまでが念頭に置かれていることが判る。具体的には試験所認定機関による試験所認定ということになろう。

このような共通指針作製等の作業を進めるための基礎として、情報交換、出版物の共同作成、共同の研修コース開発といった作業が並べられている他に、法定計量分野での試験所認定とOIML－MAAでの認定の利用についてはより具体的な協力の在り方が、以下に示した2項目に盛り込まれている。

◇認定の範囲に法定計量分野が含まれている場合は、ILACメンバーに、OIMLが確認した技術及び計量専門家を使用することを要請すること

◇OIMLの相互審査において、OIMLにILACフルメンバーの審査員を使用することを要請すること

これらは直接的にはOIML－MAAにおいて型式承認試験の認定を利用することを狙ったものであるが、表現がより広いものとなっており、法定計量における各種業務での試験所認定活用も考慮されている。

このように、国際的な場で法定計量と試験所認定の相互利用が大きく進む基盤ができた。既にメートル条約に基づく計量標準と試験所認定との間では緊密な協力関係が確立している。NMI（国家計量標準研究所）の計量標準が、認定を受けた校正機関を通じて社会全体の計測機器に行き渡ることで全体的な計測のトレーサビリティが確保できる、同時に、NMI同士と認定機関同士が相互承認をすることで国際的なトレーサビリティシステムが確保できるという図式が出来上がっていると言ってよい。

今回のOIML－ILAC－MoUは、この図式が社会インフラとしての計量全体についても当てはめられるようになるための一歩として、大いに活用したい。そもそも認定と計量とは、世の中の計測行為の信頼性を確保するための縦軸と横軸であり、これを象徴的に表しているのがこの2つの国際機関のロゴではないかと思う。図の左はILAC、右はOIMLのロゴであるが、いずれも地球をモチーフとしたデザインながらILACは緯線、OIMLは経線を強調している所が面白い。デザイナーの意図はともかく、計量が担う縦軸の機能と認定が担う横軸の機能を象徴的に示しているように思う。

―◆◆◆―

※ガスメータ工業会と日本科学機器団体連合会の挨拶文は次週号に掲載します。（編集部）

図　ILAC（国際試験所認定協力機構）とOIML（国際法定計量機関）のロゴ

圧力計のスペシャリスト
株式会社 第一計器製作所
本社工場　〒660-0823　兵庫県尼崎市大物町1丁目7番2号
TEL 06(6481)5551(代) FAX 06(6401)4646
東京営業所　〒143-0016　東京都品川区大井6-7-9 大森FNビル1階
TEL 03(3768)6761(代) FAX 03(3765)6663
URL　http://www.daiichikeiki.co.jp

（前ページから）

計量行政に影響を及ぼしてくることが予想され、その動向にも注目してまいりたいと思っております。

本年も安全で安心な市民の消費生活を確保するため、適正計量の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き関係各位の皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後の皆様方の御活躍をお祈りいたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

指定定期検査機関制度元年に向けて

平塚市経済部商業観光課課長　府川治行

新年明けましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新春を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。また、日頃から当市計量行政の推進にあたり、神奈川県計量協会、各特定市より温かいご支援並びにご指導をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

当市が、地方分権一括法の施行に伴い特例市の指定を受けてから、早いもので6年が経過しました。この間、隔年に実施される事業所の定期検査は、㈳神奈川県計量協会に委託して代検査をお願いしておりますが、小・中学校をはじめとする公共施設は市で検査をしてきました。初めのうちは、計量器検査の方法がわからず、担当する職員が計量士に同行させていただき、はかりの検査方法を習得し、検査を実施してまいりました。当時は、学校で使用されていた体重計も100kg以下の機械式のはかりだけでしたが、近年、100kgを超える体重の児童、生徒が増え、電気抵抗線式150kgの計量器を使用するようになりました。そのため、検査に使用する分銅も多くなり、一日に数ヶ所の検査に当たる職員は、それらの積み降ろしに苦労しているようです。

さて、県内特定7市は、本年4月からの指定定期検査機関制度の導入に向け、検討を続けてまいりました。各市の平成19年度予算の議決に伴い、この指定定期検査機関制度は現実のものになると存じますが、今後見込まれる検査需要の増大と地域の実態に見合った効率的な検査の運用を図るため、関係各位には今後の運営に当たり、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

また、昨年から神奈川県のご理解をいただいて、情報の交換と研修のため県はもとより政令市及び特定市の9市の職員が毎月計量センターに集まり、これまでに、計量法改正の動向や商品量目検査、新基準タクシーメーターの検査方法など様々な問題をテーマに研鑽を重ねてこられたと聞き及んでいます。

こうした場を提供していただいていることに深く感謝申し上げるとともに、引き続き、市民生活の安心安全を確保する上で計量の適正化と重要性の推進並びに計量行政を担う職員の資質の向上のためご尽力賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

都民計量の広場
日本酒度計などでアンケート

日本硝子計量器工業協同組合
理事長　横田賢次郎

（2659号④面のつづき）

④日本酒度計（日本酒度浮ひょう）を知っていますか（はい、いいえ）

⑤お酒に日本酒度の標記があることを知っていますか（はい、いいえ）

⑥日本酒度は何を表す目盛でしょうか（1）アルコールの濃度（2）日本酒のアルコール濃度（3）焼酎専用のアルコール濃度（4）日本酒専用の目盛）

【御客様の性別】男子・女子

【御客様の年代】20代・30代・40代・50代・60代・70代

本日はご協力ありがとうございました。

日本酒度はお酒を購入する時の一つの目安です。それではこのアンケートお持ちになり日本酒をお楽しみ下さい！

アンケート集計

①計量法があることを知っていますか＝はい52（73・2％）・いいえ19（26・8％）

②ガラス製温度計を知っていますか＝はい43（60・6％）・いいえ28（39・4％）

③比重計（比重浮ひょう）を知っていますか＝はい33（46・5％）・いいえ38（53・5％）

※2、3共に計量法で規定された特定計量器です。

④日本酒度計（日本酒度浮ひょう）を知っていますか＝はい24（33・8％）・いいえ47（66・2％）

⑤お酒に日本酒度の標記があることを知っていますか＝はい47（66・2％）・いいえ24（33・8％）

（表記のないお酒もあります）

⑥日本酒度は何を表す目盛でしょうか（1）アルコールの濃度22（31・0％）（2）日本酒のアルコール濃度34（47・9％）（3）焼酎専用のアルコール濃度2（2・8％）（4）日本酒専用の目盛9（12・7％）（5）不明4（5・6％）

【御客様の性別】男子44（62・0％）・女子27（38・0％）

【御客様の年代】

▽20代＝3（4・2％）
▽30代＝3（4・2％）
▽40代＝1（1・4％）
▽50代＝12（16・9％）
▽60代＝24（33・8％）
▽70代＝26（36・6％）
▽80代＝2（2・8％）

（おわり）